

第12章 工事施行に係る手続等

第1節 標識の掲示（法第49条）

（標識の掲示）

法第49条 第12条第1項若しくは第30条第1項の許可を受けた工事主又は第27条第1項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（標識の様式及び記載事項）

省令第87条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第49条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十三によるものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第49条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十四によるものとする。

3 法第49条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 現場管理者の氏名又は名称
- 五 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 六 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
- 七 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 八 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 九 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土置
- 十 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- 十一 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

〈解説〉

1 標識の掲示

工事の許可を受けた者は、当該土地の見やすい場所に、工事内容等を記載した標識を掲示する必要があります。標識を掲示することで、盛土等の工事が許可等によるものか等を外形的に明らかにします。なお、当該工事の許可を受けた後、工事の計画の変更等が生じ、変更の許可を受け又は軽微な変更届をし、省令第87条第3項各号の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに標識の内容を変更する必要があります。

2 標識の記載内容等

標識の様式は、土地の形質の変更に関する工事が省令様式第23、土石の堆積に関する工事が省令様式第24です。

標識には次の事項を記載します。

- ①工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名
- ②工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
- ③工事施行者の氏名又は名称
- ④現場管理者の氏名又は名称
- ⑤工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑥工事を行う土地の区域の見取図
- ⑦盛土、切土の高さ又は土石の最大堆積高さ
- ⑧盛土、切土、土石の堆積を行う土地の面積
- ⑨盛土、切土の土量又は土石の最大堆積土量
- ⑩工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- ⑪許可又は届出を担当した部局の名称及び連絡先

なお、⑥の標識に記載する見取図は、許可による土地の区域を把握できるものであれば簡素な図で足りる。例えば、許可申請時等の平面図を利用しても構いません。

3 都市計画法の開発許可によるみなし許可の工事の標識

(1) 標識の掲示の要否

標識の掲示（法第49条）は、「第12条第1項若しくは第30条第1項の許可を受けた工事主又は第27条第1項の規定による届出をした工事主」に対して課される手続きです。開発許可によるみなし許可等は「第12条第1項（又は第30条第1項）の許可を受けたものとみなす」等とされることから、都市計画法の開発許可によるみなし許可の工事についても、法第49条に基づく標識が必要となります。

(2) 掲示の方法等

開発許可に係るものと盛土規制法に基づく許可に係るものの両方の標識が必要となります。

なお、盛土規制法に規定される標識に、開発許可において掲示すべき項目を追記する等、省令第87条に示す標識の様式及び記載事項が網羅されていれば、別々の標識とせず、一体となった標識として掲示することは差し支えありません。

開発許可によるみなし許可の場合、許可等に係る土地に掲示する標識に記載する許可番号は開発許可の番号を記載してください。

また、記載事項の⑪については、開発許可の担当部署を記載してください。

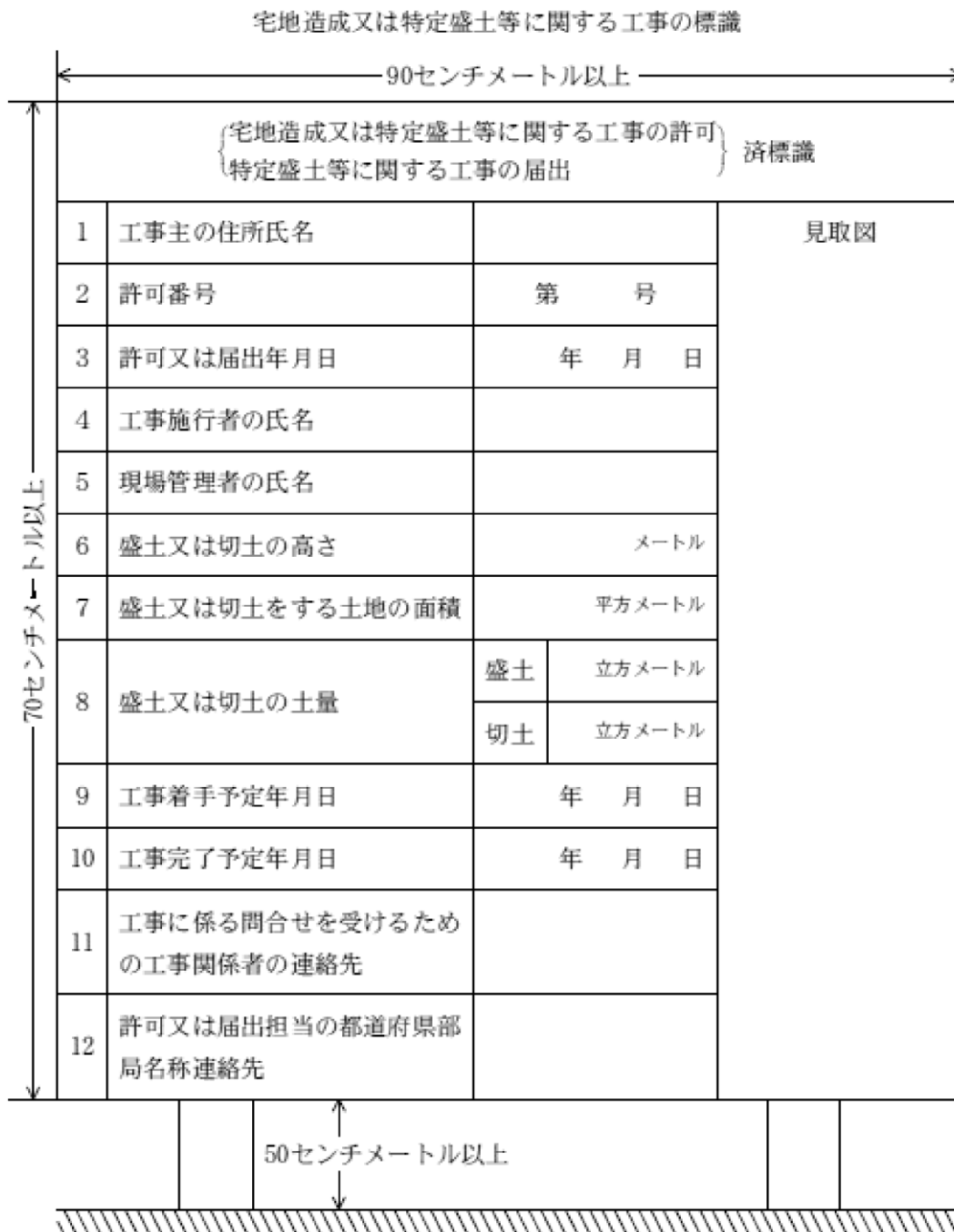


図 1-12-1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識（様式第二十三）

土石の堆積に関する工事の標識

← 90センチメートル以上 →

土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識				
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図	
	2	許可番号		第 号
	3	許可又は届出年月日		年 月 日
	4	工事施行者の氏名		
	5	現場管理者の氏名		
	6	土石の堆積の最大堆積高さ		メートル
	7	土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル
	8	土石の堆積の最大堆積土量		立方メートル
	9	工事着手予定年月日		年 月 日
	10	工事完了予定年月日		年 月 日
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
	12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		

↑ 50センチメートル以上 ↓

図 1-12-2 土石の堆積に関する工事の標識（様式第二十四）

第2節 工事着手の届出（細則第5条）

（着手の届出）

細則第5条 法第12条第1項の規定による許可（法第15条第2項の規定により当該許可を受けたものとみなされるものを除く。）又は法第30条第1項の規定による許可（法第34条第2項の規定により当該許可を受けたものとみなされるものを除く。）を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したときは、速やかに、様式第3号の宅地造成等に関する工事着手届書を知事に提出しなければならない。

〈解説〉

1 工事着手の届出

工事の許可を受けた者は、その工事に着手したとき、速やかに工事着手届書を提出する必要があります。

なお、都市計画法に基づく開発許可（みなし許可）の工事については、本条の着手の届出は不要です。

2 着手届出書に添付する書類

許可を受けた者は、着手届出書とともに、法第49条の規定に基づき工事主が掲げる標識の設置状況を明らかにする写真及び工事に着手した状況を明らかにする写真を添付する必要があります。

第3節 変更の許可（法第16条、第35条）

（変更の許可等）※宅造区域

法第16条 第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第12条第1項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第12条第2項から第4項まで、第13条、第14条及び前条第1項の規定は、第1項の許可について準用する。

4 第1項又は第2項の場合における次条から第19条までの規定の適用については、第1項の許可又は第2項の規定による届出に係る変更後の内容を第12条第1項の許可の内容とみなす。

5 前条第2項の規定により第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第35条の2第1項の許可又は同条第3項の規定による届出は、当該工事に係る第1項の許可又は第2項の規定による届出とみなす。

（変更の許可等）※特盛区域

法第35条 第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第30条第1項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第30条第2項から第4項まで、第31条から第33条まで及び前条第1項の規定は、第1項の許可について準用する。

4 第1項又は第2項の場合における次条から第38条までの規定の適用については、第1項の許可又は第2項の規定による届出に係る変更後の内容を第30条第1項の許可の内容とみなす。

5 前条第2項の規定により第30条第1項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第35条の2第1項の許可又は同条第3項の規定による届出は、当該工事に係る第1項の許可又は第2項の規定による届出とみなす。

（変更の許可の申請）※宅造区域

省令第37条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第7条第1項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその

内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第7条第2項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(変更の許可の申請) ※特盛区域

省令第67条 特定盛土等に関する工事について、法第35条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第63条第1項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第35条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第63条第2項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

〈解説〉

1 変更許可の概要

工事の許可を受けた者は、当該許可に係る工事の計画を変更しようとする場合、軽微な変更を除き、変更の許可を受ける必要があります。

なお、変更の許可は、当初の工事の許可手続に準じて、許可基準、許可に付する条件、許可事項の公表や関係市町村長への通知が適用されるほか、許可後には、変更後の許可の内容への適合を確認するため、完了検査等が必要となります。

また、内容に応じて中間検査、定期報告が必要となります。

軽微な変更は第4節
を参照

2 開発許可によるみなし許可の工事の内容を変更する場合

法第15条第2項、第34条第2項に基づきみなし許可となっている開発許可を受けた工事については、都市計画法に基づく変更の開発許可を受ければ、法による変更許可があったものとみなされます。

ただし、法第16条第5項、第35条第5項の変更のみなし許可は、当初の開発許可の際に法の規制対象であったもの（法第15条第2項、第34条第2項に基づき許可があったとみなされたもの）に限り適用されます。

このため、当初は法の規制対象である宅地造成、特定盛土等に該当しない工事が、開発許可の変更に伴い、法の許可対象に該当する

こととなった場合は、改めて法第12条第1項の許可を受ける必要があります。

3 変更許可の手続

変更の許可を受ける場合には、表1-12-1の書類を提出する必要があります。

表1-12-1 変更の許可の提出書類

No.	土地の形質の変更に関する工事	土石の堆積に関する工事
1	申請書（別記様式第七）	申請書（別記様式第八）
2	工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類	

4 スtockヤード等（土石の堆積）の5年以内に除却できない工事の変更許可

土石の堆積の期間は5年以内としているため、基本的には当該期間内（実際には許可された期間内）に土石の堆積を除却することとなります。

しかし、ストックヤード業など、やむを得ず許可した期間を超えて土石の堆積を継続する場合には、変更の許可が必要になります。

変更の許可をする場合においては、工事着手以降の土砂の搬入・搬出量を確認すること等により、土石の堆積として引き続き取り扱うことが適当であることを確認した上で、工事の期間が変更の許可の日から5年以内であることを改めて確認します。具体的には次のような視点で確認します。

- ① これまでの許可申請書に記載された搬入・搬出量等と定期報告等により把握した実態が乖離していないか
- ② 変更申請内容の実施が見込まれるか

なお、明らかに土石が長期間放置されているものは、土石の堆積として許可し続けることは妥当ではありません。

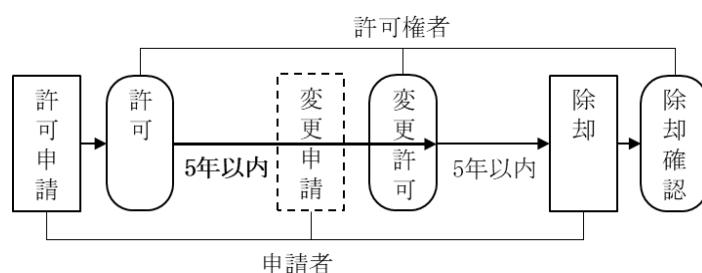


図1-12-3 変更許可による期間の延長

第4節 軽微な変更（法第16条第2項、第35条第2項）

（変更の許可等）※宅造区域

法第16条 第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第12条第1項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（変更の許可等）※特盛区域

法第35条 第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第30条第1項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（軽微な変更）※宅造区域

省令第38条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

（軽微な変更）※特盛区域

省令第68条 特定盛土等に関する工事について、法第35条第1項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、第38条第1項各号に掲げるものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第35条第1項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、第38条第2項各号に掲げるものとする。

（軽微な変更の届出）

細則第6条 法第16条第2項又は法第35条第2項の規定による届出は、様式第4号の宅地造成等に関する工事の変更届出書により行わなければならない。

〈解説〉

1 軽微な変更の届出の概要

工事の許可を受けた者は、「軽微な変更」に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を届け出る必要があります。

軽微な変更に該当する場合は、変更許可の申請は不要です。

2 軽微な変更に関する事項

(1) 土地の形質の変更に関する工事

- ①工事主、設計者、工事施行者の氏名、名称、住所の変更
- ②工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更

(2) 土石の堆積に関する工事

- ①工事主、設計者、工事施行者の氏名、名称、住所の変更
- ②工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

3 軽微な変更の届出手続

軽微な変更の届出は、変更届出書（細則様式第4号）により提出します。

合わせて、工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所を変更した場合は、変更した内容を確認することができる書類（住民票の写し、登記事項証明書等）を添付します。

第5節 工事の廃止の届出 (細則第8条)

(廃止の届出)

細則第8条 法第12条第1項による許可(法第15条第2項の規定により当該許可を受けたものとみなされるものを除く。)又は法第30条第1項の規定による許可(法第34条第2項の規定により当該許可を受けたものとみなされるものを除く。)を受けた者は、当該許可に係る工事を廃止しようとするときは、速やかに、様式第6号の宅地造成等に関する工事廃止届出書を知事に提出しなければならない。

〈解説〉

1 廃止届出の概要

工事の許可を受けた者は、当該工事を廃止しようとするときは、その工事を廃止する前に、速やかに工事廃止届出書(細則様式第6号)を提出する必要があります。

工事を廃止しようとするときは、あらかじめ県に相談してください。工事の途中段階で、災害防止措置が不十分な場合は必要な措置を求めることとなります。

2 廃止届出の手続き

廃止の届出は、工事廃止届出書(細則様式第6号)により提出します。

合わせて、宅地造成等の工事を行っている(する予定の)土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付してください。